

仕 様 書

1 名称及び数量

I C P 発光分光分析装置 一式

2 規格（性能・仕様）

別表（左枠）のとおり

3 適合品及び数量内訳

別表（右枠）のとおり

適合品は本調達物品の性能・仕様を満たす機器等の一例として示しているが、当該製品を指定するものではない。

ただし、適合品以外で参加する場合は、事前に担当課まで同等・規格確認書及び仕様書の規格を満たしていることが分かる書類※を提出し、担当課の確認及び署名を受けた後、入札書提出期限までに同等・規格確認書（原本）を下水道河川局経営管理部経営企画課（契約担当）に提出すること。

※別表に示した性能・仕様等に全て適合していること証する書面を作成し、それを挙証するカタログ、分析データ等を添付すること。

4 借受期間

令和4年10月1日から令和9年9月30日まで（60か月）【納入期限：令和4年9月30日】

5 納入及び検査場所

札幌市下水道河川局事業推進部処理施設課水質管理係

（札幌市北区麻生町8丁目1-15 創成川水再生プラザ内水質管理棟2階）

6 特記事項

- (1) リース物品はすべて新品であること。
- (2) 納入期限までに、機器の運搬、設置並びに作動及び性能確認を行い、使用可能な状態にすること。
- (3) 納入の際に、機器の操作及び維持管理方法について説明すること。
- (4) 機器等の梱包材等は、受注者が納入後速やかに引取ること。
- (5) 納入日は納入期限の10日前以降とする。なお、機器の運搬、設置並びに作動及び性能確認に複数日を要する場合は当該作業終了日を納入日とみなす。
- (6) 契約の履行確保のため、選定した製品のメーカー等出荷元から出荷証明を求めることがある。その場合、出荷証明の提出が可能なことが契約（発注）の条件となる。
- (7) 受注者は納入日時及び方法について本市担当者と事前に十分打合せを行うこと。
- (8) 受注者は、札幌市と、借受期間満了後における借受物品の処分について、必ず協議するものとする。

7 担当課

札幌市下水道河川局事業推進部処理施設課水質管理係

（札幌市北区麻生町8丁目1-15 創成川水再生プラザ内 電話 011-717-5829）